

消防車も救急現場に出動場合があります

救急通報を受けた通信指令室は要請された場所へ最も近い救急車に出動を指令します。しかし、年々増加する救急需用のため、すべての救急車が出動している場合や要請された場所から救急車が著しく離れている場合、一番近い場所の消防車を出動させています。



消防車は傷病者を医療機関に搬送することはできませんが、救急車が到着するまで救急隊員と同じ資格を持ったポンプ車隊員が心臓マッサージやAEDの使用、止血処置等の救命活動を行います。

また救急現場において、救急隊員だけの搬送困難が予想される場合や交通量の多い路上などへ二次災害を防ぐために救急車と同時に消防車を出動させ、それぞれの隊員が連携し、救急活動を迅速かつ安全に行っています。



限られた救急車で傷病者の救命、安全・安心の確保を目的に活動していますので何卒ご理解いただき、真に救急車を必要としている傷病者のために救急車の適正利用にもご協力をお願いします。

問い合わせ：警防課通信指令係
電話：022-382-0242
(内線221)